

平成22年4月1日

号外第4号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○会計管理者の事務の一部の委任(232・会計課) 1

告 示

秋田県告示第百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条第四項前段の規定により、平成二十二年四月一日付けで別表第一に定めるとおり会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、別表第二に定めるとおり出納員をしてその事務の一部を現金取扱員に、別表第三に定めるとおり出納員をしてその事務の一部を物品取扱員に委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成二十二年四月一日

秋田県知事 佐竹敬久

別表第一

出納員

出納員を置く部局又は地方公所	出納員となる職員	会計管理者から委任される事務
総務部	税務課長	当該課に属する県税の収納事務及び収納の際の第二百六十四条の二(歳計現金の保管の特例)第一項に規定する釣銭用現金の保管に関する事務
企画振興部	総合政策課長	当該課に属する寄附金の収納事務
出納局	会計課長	税外未収金、入札保証金、契約保証金、行政文書の写し又は行政文書を複写したものの写しを交付するときに徴収する現金、災害により被害を受けた者に対する見舞金及び会議等負担金の収納(指定金融機関への払込みを含む。)に関する会計管理者の事務
	財産活用課長	物品(証紙及び始動票札を除く。)の出納保管及び公有財産の記録管理に関する会計管理者の事務
教育委員会	給与・旅費センター長	県費負担教職員の報酬、給与、共済費及び旅費並びにこれらの保管金に関する会計管理者の事務(支払を除く。)
地域振興局	総務企画部県税課長(北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部長)	当該課(北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部)に属する県税の収納事務及び収納の際の第二百六十四条の二(歳計現金の保管の特例)第一項に規定する釣銭用現金の保管に関する事務
	総務企画部出納室長	当該室に属する会計管理者の事務(支払を除く。)
東京事務所	企画政策課長	当該事務所及び企業立地事務所に属する会計管理者の事務(支払を除く。)

北海道事務所	所長	当該事務所に属する会計管理者の事務（支払を除く。）
大阪事務所		
名古屋事務所		
福岡事務所		

別表第二

現金取扱員

現金取扱員を置く部局又は地方公所	現金取扱員となる職員	出納員から委任される事務
部局	職員のうちから知事が命ずる者	当該課に属する税外未収金、入札保証金、契約保証金、災害により被害を受けた者に対する見舞金及び会議等負担金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務
総務部	税務課に属する課長以外の職員	税務課長の職にある出納員の事務
	広報広聴課に属する職員のうちから知事が命ずる者	行政文書の写し又は行政文書を複写したものの写しを交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務
企画振興部	総合政策課に属する職員のうちから知事が命ずる者	総合政策課長の職にある出納員の事務
	市町村課に属する職員のうちから知事が命ずる者	政治団体に係る少額領収書等の写しに係る写し又は収支報告書等の写しを交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務
県議会	政務調査課に属する職員のうちから知事が命ずる者	行政文書の写し又は行政文書を複写したものの写しを交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務
警察本部	広報広聴課に属する職員のうちから知事が命ずる者	行政文書の写し又は行政文書を複写したものの写しを交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務
地方公所（東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）	地域振興局総務企画部県税課（北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部長）に属する出納員以外の職員（現業職員を除く。）	地域振興局総務企画部県税課長（北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部長）の職にある出納員の事務のうち当該県税課（北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部）に属する県税に係る歳入歳出外現金の収納事務

	職員のうちから知事が命ずる者	当該地方公所に属する現金の収納（指定金融機関等への払込みを含み、農業研修センター、近代美術館及び博物館にあつては収納の際の第二百六十四条の二（歳計現金の保管の特例）第一項に規定する釣銭用現金の保管含む。）に係る所轄の地域振興局総務企画部出納室長の職にある出納員の事務
東京事務所	職員のうちから知事が命ずる者	当該事務所及び企業立地事務所に属する現金の収納（指定金融機関等への払込みを含む。）に係る当該事務所企画政策課長の職にある出納員の事務
北海道事務所		
大阪事務所		
名古屋事務所		
福岡事務所		

別表第三
物品取扱員

物品取扱員を置く部局、地方公所又は物品公所	物品取扱員となる職員	出納員から委任される事務
部局	庶務担当主査の職にある者（庶務担当主査を置かない場合にあつては、庶務を担当する上席主幹、主幹又は副主幹の職にある者）及び職員のうちから知事が命ずる者	各部局の課に属する物品に係る財産活用課長の職にある出納員の事務
地方公所（東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）及び物品公所	職員のうちから知事が命ずる者	当該地方公所又は物品公所に属する物品に係る所轄の地域振興局総務企画部出納室長の職にある出納員の事務
東京事務所	職員のうちから知事が命ずる者	当該事務所及び企業立地事務所に属する物品に係る当該事務所企画政策課長の職にある出納員の事務
北海道事務所		当該事務所に属する物品に係る当該事務所長の職にある出納員の事務
大阪事務所		当該事務所に属する物品に係る当該事務所長の職にある出納員の事務

名古屋事務所		
福岡事務所		

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号